

大刀洗町告示第28号

令和元年第24回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年 5月27日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 令和元年6月11日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

黒木 徳勝

森田 勝典

林 威範

平田 利治

松熊武比古

長野 正明

平田 康雄

高橋 直也

平山 賢治

花等 順子

山内 剛

○応招しなかった議員

令和元年 第24回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和元年 6月11日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和元年 6月11日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③令和元年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第1号 平成30年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

⑥報告第2号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑦報告第3号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧報告第4号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第19号 大刀洗町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第6 議案第20号 大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について

日程第7 議案第21号 大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結について

日程第8 議案第22号 町道の認定について

日程第9 議案第23号 町道の廃止について

日程第10 議案第24号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について

日程第11 議案第25号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について

日程第12 議案第26号 菅野橋復旧工事に伴う契約の締結について

日程第13 発議第2号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③令和元年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第1号 平成30年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

⑥報告第2号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑦報告第3号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧報告第4号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第19号 大刀洗町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第6 議案第20号 大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について

日程第7 議案第21号 大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結について

日程第8 議案第22号 町道の認定について

日程第9 議案第23号 町道の廃止について

日程第10 議案第24号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第25号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第26号 菅野橋復旧工事に伴う契約の締結について

日程第13 発議第2号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	堀内 智史	監査委員	……………	村山真知子

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。まず、傍聴者には、早朝よりおいでいただきありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから令和元年第24回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、長野正明議員、8番、平田康雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。森田議員。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

6月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和元年6月4日9時30分から出席議員5名で協議会室において開催し、山内議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思っております。議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は6月11日から21日までの11日間と決定いたしました。

会期11日間の内容でございますが、まず本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただき、本議会散会后、全員協議会を開催させていただきます。

12日水曜、13日木曜日は、休会といたします。

14日金曜は、全員協議会を開催いたします。

15日土曜、16日日曜日は、休会といたします。

17日月曜、18日火曜日は、本議会を再開し、一般質問とさせていただきます。一般質問の

通告者が9名となり、17日が5名、18日が4名で行います。

19日水曜、20日木曜を休会といたします。

21日金曜日は、本議会を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようここをお願いいたしまして、報告終わります。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月21日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が4件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

監査委員より、平成31年4月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、令和元年度町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。花等順子副議長、登壇して報告をお願いします。花等副議長。

○副議長（花等 順子） おはようございます。

「これからの町村議会を考える」というテーマのもと、令和元年度町村議会議長・副議長研修会が、先の5月28日、東京国際フォーラムのホールでありましたので、御報告いたします。

まず、最初にパネルディスカッション方式で町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告というパネルディスカッションがありまして、皆さんの手元にこの報告書は届いていると思いますからお目通しの方もあるかと思いますが、それを要約しての報告でした。パネラーは、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部地域行政学科長・教授、牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部准教授、長野基氏でした。

内容的には、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会がありまして、そこで議員報酬や定数ともに政務活動費について検討されております。その結果、議員のなり手不足問題に関しては、議員報酬の低さと定数減少による当選ラインが上昇していることから議員のなり手が少なくなっているということで、無投票議会が増えております。相対的に人口規模が小さく、第1次産

業の比率が高く、財政力が低く、議員定数が小さい自治体に無投票議会が多くなっており、議員報酬が低いほど、定数が少ないほど無投票当選が多い。大体、月額17万6,000円未満の自治体に多いとのこと。

これに対して、女性議員の比率は、報酬の高さとは関係なく、議員定数が大きく作用している。女性議員を増やすのであれば、定数で削減は避けるべきであるとのこと。

議員報酬を上げることは、住民やマスコミから激しい批判があることから、議員の活動量を増やし、住民に身近な議会を構築にすること。行政改革は削減を優先させ、効率性を重視させるものに対して議会改革は、地域民主主義の実現であるから、住民自治をどのように作り出すかが問われています。住民の意見を行政に反映させるための活動が求められているということです。

それから、議長アンケートの結果の報告の中で、議員のなり手不足の中で各種手当をつけたらどうかというような議長の回答があったそうです。若者手当ですか育児手当をつけたらどうかという提案があったそうですが、議員には手当制度がないのでちょっと難しい問題であるということでした。

また、70%の議長が、休日や夜間議会については、その効果を懐疑的にみているとのこと。

政務活動費については、制定率は2割ほどで月平均9,500円だそうです。定数は一度減らしたら増加できない。ジリジリと議員報酬や定数減が繰り返されるのは好ましくない。討議できる人数としては、1常任委員会につき七、八人が望ましいとのことでした。

また、定数問題と報酬問題が関連して議論されている傾向があるが、本来別々の問題として議論されるべきであるとの結論でございました。

続きまして、町村議会特別表彰がありまして、3町村議会から活動報告がなされました。

長野県喬木村議会から、「小規模議会の在り方を求めて～夜間・休日議会の挑戦～」ということで、報告内容は、ここは平成29年の6月の改選が無投票だったそうです。会社員ですとか法人の代表ですとか、4名ほどの方が、勤め人の方が議員になられております。そこで、議会運営や議員の当たり前を疑い改善するということを目標に、兼業議員が議会活動できる環境づくりをということで、常任委員会は夜間、一般質問は休日になされております。

なり手不足の問題解消では、今までの考え方としては、議員報酬を全国平均かそれ以上の生活補償できるまでに引き上げるということが今までの考え方の常識でしたが、報酬を引き上げることにも限界がある。定数を減らし、その分報酬を引き上げても、問題解決にはならない。地域課題に熱意を持った住民に議員活動を通して地域貢献をするやりがいを伝え、後継者育成につなげるという結論を導かれております。

このほかに、議員の働き方改革や意識改革、議員の質の向上と議会のレベルアップなどを図り

ながら、いろんなことをなさっております、その中でおもしろいなと思ったのが、議員の公約の進捗状況を公開してあることです。

次に、鳥取県若桜町議会、「町民に寄り添う議会を目指して～鳥取県若桜町議会の歩み～」ということで発表がありました。ここは、小中一貫校や幼保一元化のこども園をつくっております。平成26年度から保育料の全面無料化に取り組んであります。

この議会のテーマは、政策づくりと監視機能の発揮ということで、議員研修に力を入れてありまして、各種研修会に参加をする。一人一泊の予算をつけるとか、人権問題、男女共同参画の問題とかパワハラ、モラハラなどの研修会を随時行ってあります。

社会貢献活動として、議員として駅の清掃や公園の草刈り、特産品の販売などにもかかわっています。ここ、人口が3,200ぐらいの小さな町です。子ども議会をしたり、危機管理体制の確立、災害発生時の対応などをなされております。

住民に開かれた議会として、議会報告会を37集落、22年度からなさっていますが、今年30年度は308名の参加がありまして、町民の10%、世帯の22.5%が参加をされてあります。このいろんな意見を取りまとめ、町長への提言をなされています。

町民に寄り添う議会を目指して、住民に開かれた議会にするために、議会報告会などを通じて多くの住民と対話し、政策づくりと監視機能を発揮する。全ては、町民の福祉向上のためにさらなる議会改革をしていくということです。

それから、次に、京都府与謝野町議会、「町民に信頼され存在感のある議会を目指して」ということで発表がありました。ここは議員16名ですが、一般質問はほぼ全員が行う。3日間行われるそうです。議会だよりの充実、わかりやすく興味を持ってもらい、町民参加ができる紙面づくりをなさっており、29年度全国町村議会広報コンクールで奨励賞を受賞してあります。

議員間討議を活発になさっております、議会改革や議会活性化の基本は議員間での問題、課題の共有、解決策は議員間討議にありということで、議員間討議を重視してあります。また、子ども議会もやっております、子供が議員で議員が答弁者となり、一般質問形式で議事、本会議が行われております。

これからの課題としては、女性の議会参加の取り組みとかペーパーレス化の研究が挙げられております。

この報告を聞きまして、どこの議会でも議会の活性化のために議会基本条例をつくり、議会報告会や意見交換会、子ども議会を実施して、開かれた議会、住民とともにある議会にするためにさまざまな取り組みがなされています。

私が一番心に残ったことは、議員間討議をすることは、財政規律の向上に貢献するということでした。大刀洗町議会においても、負けず劣らず頑張っていますが、今後、今実施しているこ

とをもっと深め、実りある議会にしなければならないと思いました。

以上で、報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について、162号は、3月の定例会の前後に5回の会議を開き、作業日も挟みながら最終校正を行いました。4月26日に発行しております。

続きまして、163号の編集及び発行につきましては、今月6日に委員会を開き、日程担当について協議を行ったところであります。7月26日の発行を目指しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について、フェイスブックページは閉会中16件の記事を更新しております。内容は、定例会や臨時会に関する事、委員会活動に関する事、議会報告会その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。6月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。また、議会報告会のポスター、チラシ等も作成しております。

私ども広報委員会の任期も残すところわずかとなりました。議会だよりの発行は、今定例会号が担当する最終となります。経験や教訓を次の委員会にも引き継げるよう、編集要綱などの整理を図っているところです。また、7月以降も視察の受け入れを予定しています。他議会と経験を共有し、広報活動のさらなる充実を図りたいと考えております。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、⑤平成30年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、⑥株式会社たちあらい、⑦大刀洗町土地開発公社及び大刀洗町社会福祉協議会の経営状況報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本会議散会后、全員協議会を開き、説明を願うことにいたしております。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第24回大刀洗町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

大刀洗町議会では、5月に4校区において9回目となる議会報告会を開催され、120名の住民の皆様が参加されたと伺っております。町民との対話を大切にする議会の取り組みに対し、改

めて敬意を表します。

さて、気象庁は、5月24日、3カ月予報を発表し、九州北部地方では、6月は平年に比べ降水量は少ない一方、7月、8月は前線や湿った空気の影響を受けやすく降水量は多い見込みと発表しました。近年は異常気象の影響が、昨年の西日本豪雨を初め、局地的な九州豪雨等による災害が日本各地で生じています。そのため、大刀洗町におきましては、4月21日に三井消防署指導のもと、大刀洗町消防団と町職員合同で大雨に備えた水防訓練を実施するとともに、今月6日に小石原川左岸の7行政区に対し、水害に対する避難勧告等の説明会を開催したほか、9月8日には、大規模な自然災害を想定した小郡・大刀洗地域防災訓練を実施する予定です。今後も、より一層の防災力向上に努め、住民の皆様の安全安心の確保に万全を期していく所存であります。

5月31日の経済財政諮問会議で示された今年の「骨太方針」の骨子では、「成長力の強化」、「人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進」とともに、東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出など、「地方創生の推進」が明記されています。

この点、大刀洗町では、「地方創生人口対策」として、スカイラーク菊池、スカイラーク上高橋に続き大堰地区に3棟目の定住促進住宅を来年3月の完成に向け、事業に着手したところであります。おかげさまで、微減傾向であった本町の人口も、大刀洗“よかマチ”創生プロジェクト策定前の平成27年度末と30年度末の人口を比べますと、185名の増となっており、大変嬉しく思っているところであります。

さて、本町の平成30年度の決算状況につきましては、一般会計及び特別会計を含めた実質収支は約5億2,000万円の黒字を見込んでおり、ふるさと応援基金など約5億4,000万円を積み立てる一方、小中学校空調機設置工事や教育用情報機器などの購入費として約4億円を取り崩しています。

詳細につきましては、監査委員の決算審査後の議会において報告をさせていただきます。

さて、今議会では、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告1件、株式会社たちあらい、土地開発公社及び社会福祉協議会の経営状況の報告3件、人権擁護委員の推薦1件、条例の制定1件、工事関係の契約等の締結3件、町道の認定1件、町道の廃止1件、一般会計及び下水道事業会計の補正予算1件を提案いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

.....
.....

.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....
.....

.....

その後、休憩に入らせていただきまして、議会運営委員会を開始した訳でございます。議会運営委員会の後に全ての議員さんに集まっていただきまして、全員協議会で若干の変更、日程が変更になりましたものですから、その件につきましては、議会運営委員長の森田委員長のほうから再度変更とあわせて申し述べていただきたいと思います。森田委員長。

○**議会運営委員長（森田 勝典）** 議会運営委員長の森田でございます。先ほど議長のほうから発言の撤回がありましたので、これを議会運営委員で先ほどまでちょっと協議しておったんですが、日程が早いほうがそれはいいのにはとは思いますが、なかなか日程がとれないようでございますので、皆さん、全員協議会で協議した結果、17日の一般質問日の最初にこの話を出していただければということに決着いたしました。ひとつよろしく願いいたします。（発言する者あり）全員じゃないですか。（発言する者あり）議案、そうですか。

○**議長（山内 剛）** 発言があるときは、議長の許可を得てください。

○**議会運営委員長（森田 勝典）** 申し訳ありません。日程第6の議案第20号大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結についてと日程7、議案第21号大刀洗町中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結についてを、先ほど述べました17日の一般質問の前に持ってきていたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**議長（山内 剛）** ただいま議会運営委員長の報告がございましたけども、重複するかと思えますけども、私のほうからもう一回変更になった点を申し上げたいと思います。

まず、日程第6の議案第20号大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について、それから日程第7、議案第21号大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結につきまして、この2件は、17日の本会議で一般質問となっておりますけども、この最初、前に、9時から、今の日程6と日程7を議案審議をさせていただくように変更しておりますので、よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。高橋議員。

○**議員（9番 高橋 直也）** 9番、高橋です。今日、冒頭に議運の委員長から全て最終日に審議するというふうに説明があってございました。それなのに、この日程第6、議案第20号と議案第21号、これを早めなくちゃいけないという理由を聞かされておられません。その辺の理由をしっかりと聞かなければ、一番初め言われたように、最終日に全て審議するということでよろしいんじゃないでしょうか。

○**議長（山内 剛）** ただいま高橋議員のほうから早めるという日程についての質問がございましたけども、一緒に議運に参加していただいた総務課長の重松課長、説明をお願いします。

○**総務課長（重松 俊一）** 総務課、重松でございます。それでは、議決を早める理由について申し上げます。

大刀洗小学校北校舎等の大規模改修工事及び大刀洗中学校南校舎の大規模改修工事、これにつきましては、既に入札が終わっておりまして、仮契約済みでございます。工期につきましては、最終11月及び12月が納期となっておりますが、工事自体は夏休み期間中にほぼ終わるような形で進めてまいりますので、材料等の発注がすぐに業者のほうに委託して、材料等を発注して、夏休み期間中に工事を終わると。あと、9月、10月ぐらいは、その他、子供たち、児童に影響

それでは、先ほどの議事日程の件につきましては、皆さん、よろしいでしょうか。（発言する者あり）私語はやめてください。もう進めます。

日程第4. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（山内 剛） それでは、日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるということで、氏名が白根美穂さん、生年月日、昭和49年11月24日生まれ、住所は山隈17番地27でございます。

現在、人権擁護委員として就任していただいている白根美穂さんでございますけれども、今回の任期が今年の12月31日で終了するために、引き続き委嘱をお願いするために推薦するものでございます。

履歴につきましては、1枚めくっていただいて、履歴書をご覧いただきたいと思います。

御審議、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） 本件については、議会の意見を求めることという規定になっております。質疑討論を省略いたします。

日程第5. 議案第19号 大刀洗町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第19号大刀洗町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。

私から議案第19号大刀洗町森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由及び内容について説明させていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理運用するため、当該条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

大刀洗町森林環境譲与税基金条例案でございます。

まず、第1条の設置でございますけれども、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑

み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、大刀洗町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

次に、第2条の積立てでございます。基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条の規定により譲与される額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるとしております。今年度に関しては、譲与される予定の82万2,000円を6月補正予算に計上しておるところでございます。

次に、第7条の委任でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めとなっております。この基金を処分して執行する際には、具体的な計画が必要とされておりますので、そういった計画については本年度中に別途定める予定でございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は、以上です。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 使用については、計画を立てて進めていくということでしたが、具体的にこの基金を、大刀洗町には森林ありませんけど、具体的にはどういうことに使おうと考えてありますでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 花等議員の質問にお答えいたします。

用途についてどのように考えているかという御質問でございます。

まず、想定される用途としましては、法律により定められている活用例について考えますと、木材利用の促進に関する取り組み、これが当たるかと考えております。花等議員が言われたように、大刀洗町には大きな森林もございませんので、森林の整備といったハード事業に使うには金額にも少な過ぎますし、こういった木材利用の促進を考えております。

例えば、公共建築物における木製の机、木製の椅子、木製遊具等の導入、こういったものが考えられるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第6．議案第20号 大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第20号大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。説明させていただきます前に、契約書と結果表のほう差し替えになりましたことを、申し訳ございませんでした。

それでは、議案第20号大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について。

提案理由といたしまして、大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事を施工するために、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約の締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に議決を求めるものです。

差し替えました入札結果及び契約結果表のほうをご覧ください。

起工番号第3号、工事種は建築となっております。工事名は、大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事。工事場所といたしまして、上高橋755番地1。入札は、令和元年5月29日水曜日の1時半から、郵便入札という形で行いました。入札会場といたしまして、役場の3階大会議室。工事期間といたしましては、御承認いただいた翌日から令和元年12月10日までとなっております。予定価格については、1億5,359万3,000円、こちらのほうは税抜きでございます。最低制限価格は、1億3,823万3,700円。

こちらの最低制限価格につきましては、福岡県のほうで定めております最低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定を県のほうでは国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会がしているモデルを採用しておりますので、その基準ののっとして町のほうの最低基準のほうも算出させていただきます。算出方法は、直接工事費掛けの0.97、共通仮設費掛けの0.9、現場管理費掛けの0.9と一般管理費等掛けの0.55ということで、大体の最低制限価格の率といたしまして、建築工事で、今年5月に見直し後90%から92%という形に決めてありますので、90%という形で最低制限価格を決めさせていただきました。

落札業者は、半田建設株式会社。住所は、久留米市日ノ出町100番地。契約金額については、税込みの1億5,400万となっております。

指名理由といたしまして、大刀洗町建築工事競争入札参加者格付及び選定要綱第4条の規定により、建築一式工事の業者等等級区分及び基準数値のA等級といたしまして、1億以上、1,000点以上の業者から7業者選定しております。

4月25日木曜日に開催いたしました指名業者選考委員会にて、入札結果表に掲げています7業者を選定しております。4番の半田建設のほう落札決定という形になっております。

4ページをご覧ください。

4ページに大刀洗小学校の全体図を載せております。今回工事をしますのは、斜線が引いてあります北校舎、給食棟、給食棟や体育館をつなぐ渡り廊下及び南校舎、北校舎から給食室を結び

ます西側にある渡り廊下という形になっております。

北校舎の外壁及び防水と内部改修が主な工事となっております。別紙で内訳の工事名を載せております。基本的には、壁、床、天井等の一部と照明をLEDに変えます。トイレを洋式化、室内トイレについては乾式化まで行うという形になっております。

南校舎につきましては、一部床が湿気により傷んでいるところがありますので、そういった部分の床の改修を一部行います。給食室も外壁改修工事、防水工事及び内部の改修工事、LEDへの変更、床、壁、天井の一部とブラインドの撤去を行います。

北校舎から体育館、給食棟へ行っております真ん中にある渡り廊下については、屋根及び鉄部分の塗装工事となっております。また、西側、下高橋側にあります渡り廊下については、解体撤去という形にさせていただいております。

南校舎、北校舎の間にあります中庭につきましては、樹木及び庭石の撤去をしまして、菊池小学校と同様に芝生化をさせていただきます。

あと、今年度、北校舎の中の西側、下高橋側のほうに、パソコン室を通級指導教室に変更しまして、そちらのほうに通級指導教室に通うお子さん、保護者が入る出入り口をつくりますので、渡り廊下を撤去した上、駐車場を整備する予定としております。

御協議いただきまして、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。質疑なければ、よろしいですか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） ちょっと字が小さくてよくわからない部分が多いんですけど、通級指導教室をつくる、コンピューター室が2階に移動すると、何かのスペース、今まであった何かなくなったということになると思うんですけど、何がなくなったんですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 南校舎の2階にパソコン教室を移しまして、児童会室的な教室に使っていた部分がパソコン室に変更になりまして、パソコン室と普通教室の一部を含めたところで通級指導教室ができるという形になっております。

○議長（山内 剛） ほかに。林議員。

○議員（4番 林 威範） 児童会室は、何か児童会の何か行事があるときは、ほかのスペースを使ってやるということですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） そうです。児童会でする場合は、ほかの教室なり、その教室を使われても大丈夫です。31年度に大刀洗小学校はパソコンの変更をしてタブレットに置きかえております。なので、普通のパソコン室のようなものではなくて、普段の教室として使えるような

形での教室となっておりますので、パソコン室といいつつほかの用途には十分使えるようなスペースとなっております。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。今日差し替えていただいた分の工事請負仮契約書の関係で確認も含めてお尋ねをします。

4番の請負代金額の下のほうの令和元年10月1日後の契約金額については云々という項目があります。今回、この仮契約書については、工期は12月10日とはなっておりますけども、これから読み取ると10月1日以降に追加工事もしくは契約変更に伴う新たな契約が、この業者との工事契約が発生することを前提としての条文なんでしょうか。そこをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 説明をし忘れて申し訳ありません。

こちらのほうは、10月1日から消費税が10%に変わる予定になっている部分の注意事項とか特記事項という形になっておりますので、10月1日以降の消費税措置がもしもならなくても、10%になっても、その適用される税に変更するという形の条文でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） そうすると、通常、工事契約した場合には契約日を基準にしてそのときの消費税で考えていくべきだろうというふうに思っておりますが、その点が1点と。

今回の4番の契約の中には、これは落札金額に対して消費税額は10%で計上されているんですが、この点についてお尋ねをします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 工事の検査完了日の消費税で支払うこととなりますので、こちらのほうは12月10日を予定しておりますので、12月10日に10%の予定となっておりますので、10%という形で契約しております。それが、もし10月から8%のままになったら、8%に変わりますというのが、この条文の追加部分という形になっております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） もう一点、確認のために。

通常、契約日が基準で消費税についても、その後変動はあっても、契約したらそれで工事金額が決まるというふうに私は理解しているんですけど。今、課長答弁では、工事完了日の12月、今回の場合は工期変更がないという前提で12月10日ということでの消費税判断という説明ですけども、これまでもそういう立場での契約行為でしたのでしょうか。

現在は8%でずっと来ていますけども、以前5%から8%になったこともありますけども、そこはまだ契約内容は確認しておりませんが、役場は、通常、公共工事で発注する場合は、エ

ンドをもって、その工事の最終日をもって消費税については考えられているということで理解してよろしいんですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 完了検査を行って、引き渡してもらった時点での金額が発生するというので、その支払日によって消費税が決まるということになっておりますので、10%という形で契約させていただいております。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） トイレの洋式化というのは、とても喜ばしいことなんですが、トイレを洋式化するとどうしても広がって、既存のトイレの数と洋式化したときの数量に変更がありますでしょうか、トイレの数に。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 基本的には、今ある個数を確保していただくような形で改修工事を行っていただいております。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第21号 大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第21号大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 議案第21号大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結について。

提案理由といたしまして、大刀洗中学校南校舎大規模改修工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

差し替えました結果表をご覧ください。

起工第2号、工事種としては建築という形になっております。工事名は、大刀洗中学校南校舎大規模改修工事。工事箇所といたしまして、本郷515番地。入札は、5月30日木曜日10時から、役場3階大会議室にて行っております。工期につきましては、承認いただきました翌日から11月30日までとなっております。予定価格は、9,246万6,000円。最低基準価格は、

8,321万9,400円。落札業者といたしまして、株式会社小林建設。住所は、久留米市山川町1661番地1。契約金額は、9,185万円で、こちらのほうは消費税込みの金額でございます。

大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱第4条の規定により、建築一式工事の業者等等級区分及び基準数値のB等級といたしております。5,000万から1億の工事ですので、800点以上の業者から7業者選考しております。

4月25日木曜日に開催いたしました指名委員会にて選考し、7業者を指名決定いたしました。下記の入札結果の7業者となっております。なお、半田建設につきましては、前日の大刀洗小学校のほうで落札されておりますので、辞退という形になっております。4番の小林建設のほうで落札決定という形になっております。

4ページをご覧ください。

4ページと別に配りました大刀洗中学校の工事の内訳の部分をご覧ください。

今回は、南校舎のみの大規模改修という形となっております。南校舎自体は、平成22年に外壁につきましてはエコ改修を行っておりますので、内部改修のみとさせていただいております。

南校舎1階につきましては、全てをLED化いたしまして、悪いところの床、壁、天井の改修と、今回ちょっと空調機器のほうは間仕切りを変えるとか、ちょっとレイアウトを変える部分のみ、改修を行った後にしか空調機器が設置できませんので、スタジオ部分と準備室を通級指導教室の個室と職員室にする分はこちらのほうで空調機器の設置を取りつけるようにしております。

屋外用トイレがございます。そちらのほうは洋式化と天井、床とLED化という形にしております。1階、2階とも共通に、トイレとしてはLED、洋式化、乾式化という形でドライ化という形と壁、天井をします。

南校舎の2階につきましても、同様にLEDに変えまして、床、壁等、天井の一部分という形で改修を行っていきます。職員室、職員の更衣室、印刷室については、レイアウトを変えた後に、ちょっと職員室を広げた形での改修工事とさせていただいております。

また、外階段から2階へ上がったの玄関という形に南校舎がなっておりますので、そちらのほうの階段にノンスリップの金物の設置を予定しております。

以上です。御協議いただきまして、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第22号 町道の認定について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第22号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第22号町道の認定につきまして、提案理由及び内容の御説明をいたします。

今回提案する道路は1路線でございまして、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき開発区域内の道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているため、町に帰属させ町道路線の認定を行うものでございます。

1 ページ目をご覧ください。

番号が356号で、路線名は北山隈28号線です。起終点は、起点が山隈1720番77地先で、終点が山隈1720番85地先となります。道路の延長は61メートルで、幅員が6メートルから10.2メートルの路線でございます。

2 ページ目をご覧ください。

位置図になります。こちらの場所は、町道北山隈中央線沿いで、菊池小学校の東に位置する住宅分譲地に開発された箇所になります。図面の緑色の部分が町道路線の認定を提案する北山隈28号線になりまして、道路の形状は直線となっております。

3 ページ目をご覧ください。

緑に着色している部分が北山隈28号線で、道路の幅員が6メートルから10.2メートルで、路線の延長が61メートルの道路となります。

今回の開発区域は、平成31年3月12日に完了検査を実施いたしまして、道路が町道の基準に適合しておりました。

以上の経過で、新規に356号の北山隈28号線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第23号 町道の廃止について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第23号町道の廃止についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第23号町道の廃止につきまして提案理由及び内容の御説明をいたします。

今回廃止を提案する道路は3路線ございまして、上高橋住宅3号線、上高橋住宅4号線、上高橋住宅5号線の3路線でございます。

提案理由といたしましては、町営住宅上高橋団地の解体、用途廃止に伴いまして、町道路線の整理を行うものでございます。

1 ページ目をご覧ください。

番号が1506号で、路線名は上高橋住宅3号線です。路線の延長は24メートルで、幅員が2.5メートルから4.3メートルの路線でございます。

次に、番号が1507号で、路線名は上高橋住宅4号線でございます。道路の延長は24.2メートルで、幅員が2.5メートルから4.2メートルの路線でございます。

最後に、番号が1508号で、路線名は上高橋住宅5号線です。道路の延長は24.3メートルで、幅員が2.5メートルから4.2メートルの路線でございます。

2 ページ目をご覧ください。

位置図になります。今回、町営住宅上高橋団地内にありました町道を廃止するもので、上、北側になりますけれども、北側から1506号、上高橋住宅3号線、次に、1507号、上高橋住宅4号線、1508号、上高橋住宅5号線になります。

以上の経緯で、今回1506号、上高橋住宅3号線、1507号、上高橋住宅4号線、1508号、上高橋住宅5号線の3路線を町道として廃止することを提案させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第24号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第24号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第24号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、1枚開いていただいて、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,045万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,425万円とするものでございます。

では、歳出から説明してまいります。

予算書の7ページをご覧ください。

7ページです。歳出。

まず、2款1項1目一般管理費、補正額23万。この23万というのは、右のほうに説明しておりますように、福岡県グローバル青年の翼研修費の旅費10万と負担金12万でございます。

次に、3款1項2目障害児者自立支援費、補正額45万4,000円。内容としましては、委託費で、障害福祉サービスシステム制度改正対応業務委託料でございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費、補正額194万4,000円。内容は、委託費として、子ども子育て支援システム制度改正対応業務委託料でございます。

次に、5款1項4目農業振興費、補正額86万1,000円。内容は、25節の積立金、これは先ほど議案第19号の条例制定で申しあげました分の積立金でございまして、森林環境譲与税基金積立金82万2,000円。これは、全額県からの補助でございます。

次に、8ページをご覧ください。

5款1項5目多面的機能支払交付金事業費、補正額323万4,000円。内訳としましては、まず負担金として、農地維持・資源向上交付金131万1,000円。次に、資源向上交付金126万1,000円でございます。

次に、23節の償還金としまして、多面的機能支払交付金事業費返還金、これは菅野の分でございます。66万2,000円を計上しております。

9目農業農村整備費、補正額76万9,000円。これにつきましては、本郷土木が所有しております長助塚ため池の一部を売却したもので、売却費の80%を本郷土木費に交付金として渡すものでございまして、交付金として75万4,000円を計上しております。

13節農業集落排水事業費、補正額175万。これは、下水道事業特別会計に繰り出すものでございます。

6款1項5目プレミアム付商品券事業費、補正額9,679万。内訳としましては、まず12節役務費として225万8,000円。主なものは、口座振込手数料として155万6,000円を計上しております。委託費として、プレミアム商品券の販売窓口委託料として109万円を計上しております。19節の負担金で、プレミアム付商品券交付金9,250万を計上しております。これは、まず非課税者が2万5,000円の3,000人分で7,500万。それと、3歳未満の子供さんとして2万5,000円の700人分、合計9,250万を計上しております。

次、9ページをご覧ください。

7款5項1目住宅管理費、補正額100万。これは、工事費として、西大刀洗団地埋設ガス管改修工事ということで、埋設しておりますガス管が老朽したためにガス漏れ防止のために改修す

るものがございます。

7款7項1目の公園管理費、補正額60万6,000円。これは、大刀洗公園に置いております常用の草刈り機が壊れたために購入する代金でございます。

9款2項の中に、小学校、大堰小学校で20万、本郷小学校で40万、大刀洗小学校で30万、菊池小学校で50万、それとその下の大刀洗中学校費で60万。これは、全て図書購入費ということで、町内の方から200万の寄附金をいただきまして、その方の希望として学校の図書費に使ってくださいということで割り振った分でございます。

10ページをご覧ください。

9款6項5目武道場管理費27万の補正額を計上しております。これは、ウォータークーラーが壊れたということで、ウォータークーラーの購入費でございます。

最後に、10款1項2目公共土木施設災害復旧費2,000万を計上しております。内容としましては、菅野橋復旧に向けての委託費ということで、国に委託をして工事をしてもらいます関係で、工事費として1,000万、事務費として1,000万、計2,000万を計上させていただいております。

次に、歳入でございます。

5ページをご覧ください。歳入。

2款3項1目森林環境譲与税、補正額82万2,000円。これは、先ほど申し上げました森林環境譲与税で、この全額が県からの補助金で来る予定になっております。

あと、14款2項7目災害復旧費国庫補助金、667万を計上しております。これは、災害補助金として、公共土木施設災害復旧費補助金でございます。

次に、8目商工費国庫補助金、3,031万円を計上しております。これは、プレミアム商品券の補助事業の補助金でございまして、合計の3,031万を計上しております。

次に、15款2項4目の農林水産業費県補助金、補正額192万8,000円。これは、多面的機能支払交付金4分の3が補助金として入るようになっております。

16款2項1目不動産売払収入、補正額94万2,000円。これは、先ほど申し上げました本郷土木所有の長助塚ため池の一部の売り払い代金として94万2,000円を計上しております。

17款1項1目一般寄附金、200万を計上しております。これは、先ほど歳出の分で小中学校へ図書費として計上した分の合計200万を寄附していただきましたので、この分を計上しております。

18款1項1目基金繰入金、補正額1,261万。これは、まず1節財政調整基金繰入金として69万1,000円の減と、6節の災害対策基金繰入金として1,330万を繰り入れしており

ます。

6 ページの一番下でございます。

20 款 3 項 1 目雑入、補正額 7,488 万 2,000 円。これは、プレミアム付商品券事業で 2 万 5,000 円分の商品券を 2 万円で買うという形になりますので、先ほど申し上げました非課税世帯 3,000 人分と 3 歳未満の子供様 700 人分の 2 万円分で 7,400 万を計上しております。

以上で、補正予算の第 3 号について説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1 日目は質疑なしと認めます。

日程第 11. 議案第 25 号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（山内 剛） 日程第 11、議案第 25 号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第 25 号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案の内容を御説明いたします。

議案書を 1 枚おめくりください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 175 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8,811 万 1,000 円とするものでございます。

それでは、初めに歳出予算から御説明いたします。

議案書の 6 ページをお開きください。

1 款 1 項農業集落排水費でございます。2 目大堰処理施設管理費の 15 節工事請負費におきまして、徳次マンホールポンプ場ポンプ取替工事費として 175 万円を計上しております。マンホールポンプ場には 2 基のポンプを設置し相互運転を行っております。しかしながら、2 基のうち 1 基が老朽化により既に故障、停止しております。残りの 1 基で運用しておる状況です。ですが、こちらにつきましても老朽化によりポンプが弱っており、いつ完全に停止するかわからない状況でございますので、今回ポンプの取り替え工事を実施するものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款1項一般会計繰入金でございますが、農業集落排水分の一般会計繰入金として175万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第26号 菅野橋復旧工事に伴う契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第26号菅野橋復旧工事に伴う契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第26号菅野橋復旧工事に伴う契約の締結につきまして提案理由及び内容の御説明をいたします。

今回の提案は、菅野橋復旧工事につきまして、国土交通省九州地方整備局長を相手方として、菅野橋下部工の工事を委託するものでございまして、提案理由といたしましては、平成30年災菅野橋災害復旧事業に伴う菅野橋下部工工事を施工するに当たり、河川管理者である国土交通省に工事を委託するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名は、令和元年度菅野橋下部工工事。2、工事施行地は、福岡県三井郡大刀洗町菅野地先でございます。3、目的及び内容は、菅野橋架け替え工事のため、橋台2基、橋脚2基、護岸工1式、護床工1式を施工するもので、委託契約金額は2億1,941万7,000円で、そのうち委託者である町が負担するものが全額の2億1,941万7,000円でございます。5、実施期間は、契約締結の日から令和2年3月31日でございます。

1枚めくっていただいて、1ページ、2ページ目に契約書を添付しております。契約書の標題が受託契約書となっておりますのは、受託者である甲、国土交通省九州地方整備局長から見た契約書となっているためでございます。

3ページをご覧ください。

資料といたしまして、委託契約金額2億1,941万7,000円の内訳を記載しております。工事費が1億8,610万円、事務費が1,337万円で、これに消費税相当額10%、1,994万7,000円を加えまして、委託金の総額は2億1,941万7,000円となります。

4ページに事務費の内訳、5ページに下部工工事費の内訳を記載しております。

以上、菅野橋復旧工事に伴う契約の締結について御提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 発議第2号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第13、発議第2号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 発議第2号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

常任委員会において、所管及び定数、任期を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

これが、この条例を提出する理由です。

ページ2ページをご覧ください。

新旧対照表で説明をいたします。

第2条、常任委員会の委員定数及びその所管にを訂正いたします。

総務文教厚生委員会が「6名」でありましたのを、「6名以内」と変更いたします。

それから、4項の「他の委員会の所管に属しない事項」を削除いたします。

それから、建設経済委員会、「6名」を「6名以内」といたします。

次のページをご覧ください。

建設経済委員会に5項「消防防災安全に関する事項」を加えます。

それから、6項「他の委員会の所管に属しない事項」を持ってまいります。

それから、議会広報委員会「5人」を「5人以内」といたします。

それから、常任委員会の任期、第3条です。常任委員会の任期は「4年」とする。これを「2年」に改めます。

ページ1ページをご覧ください。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上です。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会 午前11時19分
